



介護保険

中新川だより

2025.7.1
No.48

ライフスタイルに合わせた「介護助手」という働き方

「介護助手」とは・・・

専門的知識や技術を必要とする身体的介助は行わず、資格・経験がなくても担うことのできる介護職員の補助的な業務（洗濯、配膳、手すり消毒など）を行う職員です。身体的負担が少なく、ライフスタイルに合わせて働くことができるので、年齢を問わず活躍することができます。

中新川管内で実際に「介護助手」として働いておられる方の声を聞いてみました！

- ① きっかけ
- ② 仕事内容
- ③ やりがい



ベッド周囲の環境整備中

Kさん (80代女性)

- ①介護はできないけれども、助手ならできるかもしれない。
- ②口腔グッズの消毒、ホールのパネル板掃除、居室の掃除、ベッド周りの拭き掃除などを行っています。
- ③若い方たちに混ざって仕事をする事で新しい気づきや刺激をもらうことができます。

Aさん (50代女性)

- ①仕事内容が自宅での家事の延長として行えることや家から近かったことが大きいです。
- ②お茶づくり、居室への配茶、車いす掃除、サイドテーブル掃除、シーツ交換、お風呂掃除などを行っています。
- ③自分ができる範囲で無理なく仕事ができます。



介護助手に補助的な業務を任せ、職員は会議中

職員さんにも介護助手を導入した経緯や導入後の効果を聞きました。P2へ



介護保険
中新川だより

2025.7.1
No.48

編集・発行 中新川広域行政事務組合
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242 TEL076-464-1316 FAX076-463-3199

E-mail kaigohoken@union.nakanikawa.toyama.jp
URL http://www.union.nakanikawa.toyama.jp

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食事・部屋代について、低所得者を対象に食事・部屋代の負担軽減を行っています。

軽減を受けるには申請が必要で、申請いただいた後、対象者には「介護保険負担限度額認定証」を発行しています。また、既に認定証をお持ちの方も、有効期限が令和7年7月31日までですので、継続して軽減を受けるには更新申請が必要です。

利用者 負担段階	対象者 <第1～3段階①・②の方が負担軽減の対象>	
	所得等の要件(※1)	預貯金等の要件(※1)
第1段階	●市町村民税非課税世帯(※2)の老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80.9万円以下	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①	●市町村民税非課税世帯(※2) ●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が80.9万円超～120万円以下	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②	●年金収入金額(※3) + その他合計所得金額が120万円超	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)
第4段階 (対象外)	●上記以外の方(市町村民税課税世帯(※2)の方)	

(※1) 「所得等の要件」及び「預貯金等の要件」の両方を満たすことが必要(満たしていない場合、第4段階となる)
 (※2) 世帯には、世帯分離している配偶者を含む
 (※3) 非課税年金(障害年金・遺族年金)も含む

「中新川フィットナビ」(地域資源情報検索システム)のご案内

■「中新川フィットナビ」を使ってみよう！

あなたにフィット！ほしい情報を一元化し、提供するためのサイトです。
 中新川広域行政事務組合やのホームページよりアクセスできます。
 また、右下のQRコードからもアクセスできます。



- ・中新川管内の地域資源情報(医療機関・介護事業所・インフォーマルサービス(通いの場等))がマップ上で簡単に検索できます。
- ・介護事業所の空き情報検索ができます。
(対象はデイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイ)



介護保険に関するお問い合わせは・・・

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242
中新川広域行政事務組合
介護保険課 ☎464-1316

地域包括
支援センター

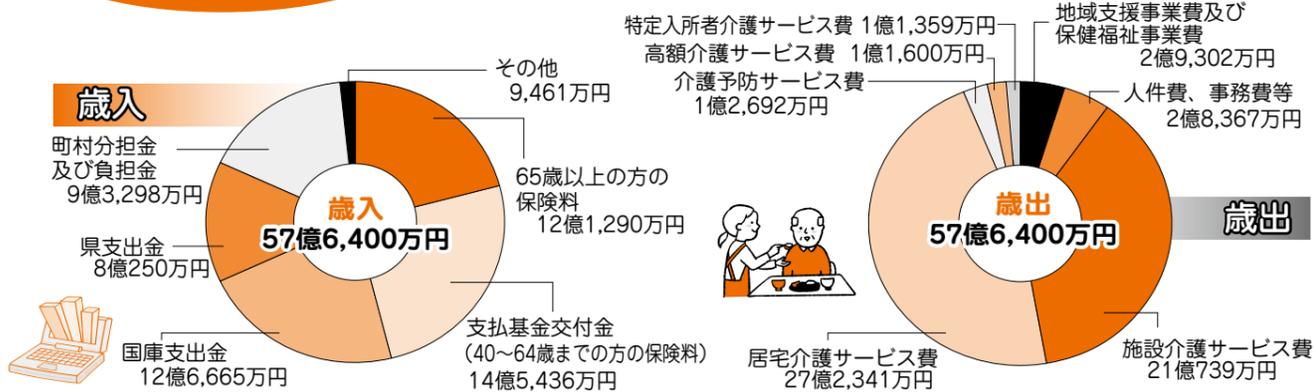
- 舟橋村 ☎464-1847
- 上市町 ☎473-2811
- 立山町 ☎462-9088



介護保険予算概要

令和7年度 予算について

令和7年度の介護保険事業特別会計当初予算総額は、57億6,400万円です。今年度も、適正で円滑な事業の推進に取り組んでいきます。



歳出項目の説明

- 施設介護サービス費**：介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の入所者の保険給付費
- 居宅介護サービス費**：要介護一～五の方のデイサービス、訪問介護、通所リハビリテーション、認知症グループホームなどの保険給付費
- 介護予防サービス費**：要支援一・二の方の通所リハビリテーション、認知症グループホームなどの保険給付費
- 高額介護サービス費**：一か月に支払った介護保険の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合に支給されるもの
- 特定入所者介護サービス費**：低所得者の方が施設入所やショートステイを利用されたときの食費、部屋代の負担限度額を超えた分の費用を支給するもの
- 地域支援事業費及び保健福祉事業費**：主に要支援の方のデイサービス・訪問介護給付と介護予防・家族への支援のための費用(地域包括支援センターを中心として、事業を実施しています)

介護保険料(令和7年度)と納め方

中新川管内に必要な介護保険サービスの費用 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 中新川管内に住む65歳以上の方の人数

中新川広域行政事務組合の令和6~8年度の介護保険料の基準額 **75,100円(年額)** (6,262円(月額))

保険料は、所得に応じた負担になるよう13段階に分かれており、それぞれの金額は、基準額6,262円(月額)×12月×調整率を100円未満で四捨五入しています。(第1~3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。)

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が町村民税非課税の方	基準額×0.250	18,800円
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で80.9万円以下の方	基準額×0.40	30,000円
第3段階	町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80.9万円超120万円以下の方	基準額×0.685	51,500円
第4段階	町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が120万円超の方	基準額×0.90	67,600円
第5段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人は町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×1.00	75,100円(基準額)
第6段階	80.9万円超の方	基準額×1.15	86,400円
第7段階	120万円未満の方	基準額×1.30	97,700円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	基準額×1.50	112,700円
第9段階	210万円以上320万円未満の方	基準額×1.70	127,700円
第10段階	320万円以上420万円未満の方	基準額×1.90	142,800円
第11段階	420万円以上520万円未満の方	基準額×2.10	157,800円
第12段階	520万円以上620万円未満の方	基準額×2.30	172,800円
第13段階	620万円以上720万円未満の方	基準額×2.40	180,300円
第13段階	720万円以上の方	基準額×2.40	180,300円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

保険料の納め方

受給している年金(老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます)の額等によって2通りに分かります。

年金が年額18万円以上の方

◆年金から【天引き】になります(特別徴収)
保険料の年額が、年6回に分けて、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に天引きされます。

- 年金が年額18万円未満の方
- 年度途中で保険料額が変更になった方
- 65歳到達者、転入等された方(通常、半年から1年後に年金天引きになります。)

◆納期ごとに【納付書】をもって指定の金融機関または中新川広域行政事務組合で納めます(普通徴収)

納期月 7月~2月毎月末 便利で確実な口座振替がおすすめです。

事業所の職員さんに介護助手を導入した経緯や導入後の効果などを聞きました。

- ①経緯
- ②大切にしていること
- ③効果



- ①介護人材が不足している現在、年齢を重ねても社会活動に携わりたいという方のために、長く活動を続けられるよう、負担感の少ない補助業務だけ(例えば茶碗洗い等)を行う介護助手の導入を考えました。
- ②介護助手の方が困っている時間がないように工夫していることです。お茶を作る作業1つにおいても、管理栄養士さんと試行錯誤をし、初めての方でも迷わず均等にとろみをつけられる方法を探しました。アシスタント業務の洗い出しの際も、実際に介護職員で業務を行いながら、ピックアップしていきました。
- ③導入前はすべての業務を介護職員のみで行っていましたが、導入後は心に余裕をもって仕事をこなせるようになり、より介護に集中できるようになりました。



業務スケジュール

	例①	例②
8:30	洗浄用ボトル作成 エプロン・おしぼり洗濯	洗浄用ボトル作成 エプロン・おしぼり洗濯
9:00	エプロン・整容タオル乾燥	エプロン・整容タオル乾燥
10:00	入浴準備 髭剃り掃除・充電	入浴準備 髭剃り掃除・充電
11:00	ステーション掃除	
12:00	昼食茶準備 11:15~居室配茶	昼食茶準備 11:15~居室配茶
13:00	休憩	休憩
14:00	エプロン洗濯・乾燥 環境整備 ①サイドテーブル掃除 ②全倉庫掃除 ③貸出衣類整理整頓	エプロン洗濯・乾燥 トイレカーテン洗濯 私物クリーニング配布
15:00	おやつ準備	おやつ準備
16:00	環境整備 ①ベッド掃除、 ②空気清浄機掃除	私物クリーニング配布
17:00	持参洗濯物タンス内へ 夕食茶準備 備品補充	持参洗濯物タンス内へ 夕食茶準備 備品補充
17:15	汚物処理室整理整頓	汚物処理室整理整頓

介護助手を導入し、介護職員と介護助手の役割分担を行うことで、介護職員が専門的な業務に注力することができるため、介護サービスの質の向上につながっています。また、ライフスタイルや体力に配慮した柔軟な勤務形態を取り入れることで、地域の元気な高齢者や多様な方々の社会参加を促し、地域で介護を支える取り組みとなっています。

介護助手に興味のある方はお気軽にお電話でご相談ください。

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
富山県福祉人材センター

〒930-0094 富山市安住町5番21号
TEL:076-432-6156 FAX:076-432-6532
E-mail:jinzai-center@wel.pref.toyama.jp
担当:介護助手普及推進員 森崎



↑介護助手のホームページ